



新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和3年4月9日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市

(2) 期 間

令和3年4月12日（月曜日）0時から5月11日（火曜日）24時まで

(3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け【都内全域】

- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
 - ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 等

②事業者向け

- ・営業時間の短縮
 - ・催物（イベント等）の開催制限
- 等

※上記対象区域以外の地域についても、協力依頼を実施

2. 都民向けの要請

- **都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往來の自粛**（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）
- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛**（法第24条第9項）

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- **混雑している場所や時間を避けて行動すること**（法第24条第9項）
- **措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと**（法第31条の6第2項）
- **会食において会話をする際のマスク着用の徹底**（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店等の使用制限（措置区域）

| 施設の 種類 | 施設 | 内容 |
|-----------|--|--|
| 飲食店 | 飲食店（居酒屋を含む。）、 喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。） | <ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮を要請（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） |
| 遊興 施設等 | バー、カラオケボックス等で、 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 | <ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）● カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） （飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合） |

3. 事業者向けの要請等

(2) その他の施設への対応（措置区域）

| 施設の種類 | 内容 |
|---|---|
| <p>遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）</p> | <ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 入場整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| <p>運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）</p> | <ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿った催物開催の協力依頼（「3.（5）イベントの開催制限」参照）● 入場をする者の整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |

3. 事業者向けの要請等

(3) 飲食店等の使用制限（措置区域以外）

| 施設の 種類 | 施設 | 内容 |
|-----------|--|--|
| 飲食店 | 飲食店（居酒屋を含む。）、 喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。） | <ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） |
| 遊興 施設等 | バー、カラオケボックス等で、 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 | <ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）● カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） （飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合） |

3. 事業者向けの要請等

(4) その他の施設への対応（措置区域以外）

| 施設の種類 | 内 容 |
|---|---|
| <p>遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）</p> | <ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 入場整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| <p>運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）</p> | <ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベント開催の協力依頼（「3.（5）イベントの開催制限」参照）● 入場をする者の整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |

3. 事業者向けの要請等

(5) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催**を要請（法第24条第9項）

| | 施設の収容定員 | | |
|------|------------|----------------|-----------|
| | 5,000人以下 | 5000人超～10,000人 | 10,000人超 |
| 大声なし | 収容定員まで可 | 5,000人まで可 | |
| 大声あり | 収容定員の半分まで可 | | 5,000人まで可 |

〈大声なし〉クラシック音楽、演劇等

〈大声あり〉ロックコンサート、スポーツイベント等

- **営業時間短縮の協力依頼**

【措置区域】

営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで

【措置区域以外】

営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで

- **業種別ガイドラインの遵守**を要請（法第24条第9項）

東京都に対する「まん延防止等重点措置の適用」に対する職場における対応について（案）

○職員等の体調管理について

引き続き、朝夕の検温を実施し、37.5℃以上の発熱や体調不良の際には、出勤せずに所属長に報告し、所属長から職員課長及び労働安全衛生担当副主幹まで連絡してください。同居の家族等に同様の症状がある場合についても、出勤せずに報告をお願いします。

○在宅勤務について

SIMフリー端末及び総務省の実証実験による在宅勤務については、所属長の許可を得た上で積極的に実施してください。また、妊娠中の職員や基礎疾患のある職員については、在宅勤務ができるように配慮してください。

※SIMフリー端末は妊娠中、基礎疾患があるなど配慮が必要な職員に優先的に貸出しを行います。そのうえで、残りのSIMフリー端末はサテライトオフィス利用者に貸し出します。

○ローテーション勤務について

職場における感染防止対策として、土日・祝日を含めたローテーション勤務についても活用してください。ただし、ローテーション勤務の実施に際しては、正規の勤務時間（1週間について38時間45分）を超えることのないよう、留意してください。

○時差出勤について

通勤時の感染防止及び職場の「密」を防ぐための時差出勤を活用してください。

○分散勤務について

議場・会議室等による固定の分散勤務場所は設置しません。部内で調整の上、実施してください。

○出張について

まん延防止等重点措置区域（23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市）への不急の出張は自粛してください。

○自転車通勤について

現在通勤方法として公共交通機関の利用を届け出ている職員についても、臨時的な自転車通勤への切り替えをお願いします。（要届出）

○会食について

家族以外との複数人の会食（昼食含む）は自粛してください。

○不要不急の外出・移動の自粛

都県境を越える不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往来は自粛してください。